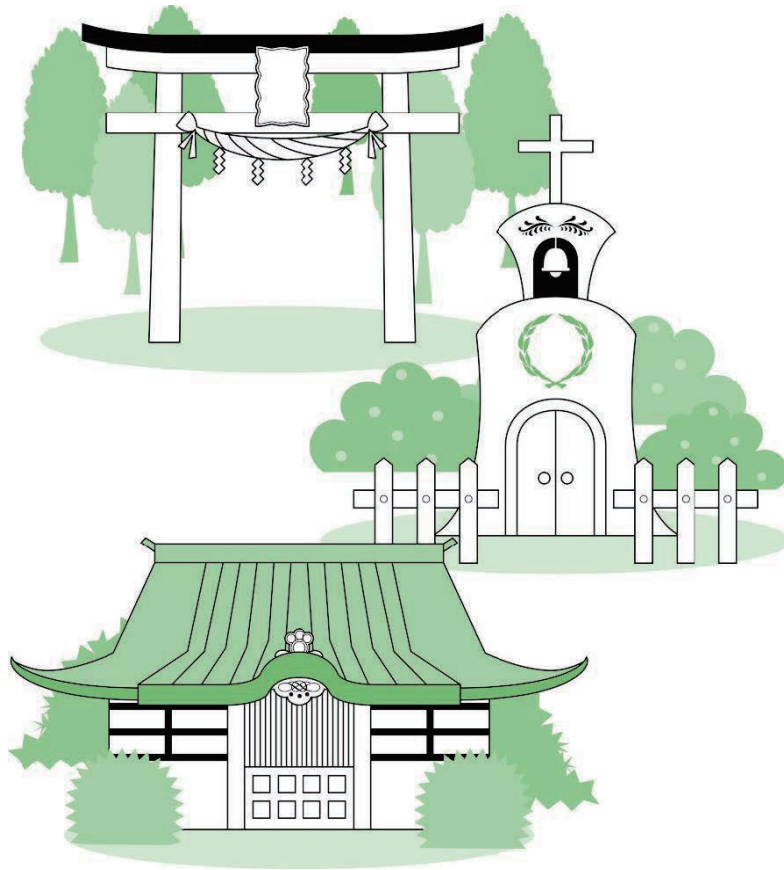


平成 30 年版

# 宗教法人の税務

源泉所得税・法人税・地方法人税・消費税



## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている  
法人番号 7000012050002

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

## はじめに

このパンフレットは、宗教法人が支払う給与や報酬・料金に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収、宗教法人が行う収益事業に対する法人税の課税、地方法人税の課税、宗教法人が行う資産の譲渡等に対する消費税の課税等に関し、特に注意していただきたい事項について、その概要を説明したものです。

このパンフレットは、平成29年12月1日現在の所得税法等関係法令に基づいて作成してあります。

### ☆☆源泉所得税の納付はダイレクト納付で!!☆☆



イータ君

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、即時又は納付日を指定して納付できる、ダイレクト納付が便利です。

ダイレクト納付のご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、専用の届出書を提出してください。

なお、**ダイレクト納付**をご利用になる場合には、**電子証明書は不要**となっています。

詳しくは、e-Taxホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】をご覧ください。

イータックス

で

検索

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や法人税・地方法人税・消費税などについてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

# 目 次

## （源泉所得税）

- ◎ 宗教法人も源泉徴収義務者となります。…………… 1
- ◎ 個人の家計と宗教法人の会計とは明確に区分する必要があります。…………… 1
- ◎ 給与所得の源泉徴収税額は、税額表を適用して求めます。…………… 2
- ◎ 月々の源泉徴収税額は、次のように計算します。…………… 3
- ◎ 源泉徴収の対象となる給与には、金銭で支給されるもののほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。…………… 7
  - 宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合…………… 7
  - 宗教法人から法衣等の支給（貸与）を受けた場合…………… 7
  - 個人で負担すべき飲食代等の費用を宗教法人が負担した場合…………… 8
  - 子弟の学費を宗教法人が負担した場合…………… 8
- ◎ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で一定の人については、その年最後の給与の支払をする際、年末調整を行います。……………8
- ◎ 給与の支払額や源泉徴収税額は、源泉徴収簿等に記録します。…………… 9
- ◎ 退職手当や一定の報酬・料金についても源泉徴収が必要です。…………… 9
- ◎ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、納期限までにe-Taxを利用して納付するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。…… 10
- ◎ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税が正しく納付されていない場合には、本税のほか加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。…… 12

- ◎ 住職等個人が確定申告をしなければならない場合があります。……………12

## （法人税）

- ◎ 宗教法人が収益事業を行う場合には、法人税の納税義務があります。……………13
- ◎ 収益事業として34種類の事業が掲げられています。……………13
- ◎ 収益事業に該当するかどうかの具体的な判定……………14
- ◎ 収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。…16
- ◎ 収益事業の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなされます。……………16
- ◎ 税務署への届出や申請には収益事業の開始届出など種々のものがあります。…17
- ◎ 法人税の申告及び納付は、事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。…18
- ◎ 収益事業を行わない場合であっても、一定の収入があるときは、損益計算書等を所轄の税務署長に提出する必要があります。……………18

## （地方法人税）

- ◎ 法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。この場合の地方法人税の申告及び納付は、事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。……………19

## （消費税及び地方消費税）

- ◎ 宗教法人も消費税及び地方消費税の納税義務があります。……………20

# (源泉所得税)

## 宗教法人も源泉徴収義務者となります。

源泉徴収制度は、給与や報酬・料金などの源泉徴収の対象とされている所得の支払者が、その支払の際に所定の所得税を徴収して国に納付するというものです。また、平成25年1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付することとされています。この所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります。



したがって、宗教法人においても、その代表役員（住職、宮司等）や職員等に給与や退職手当を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講演料等を支払う場合には、源泉徴収義務者として、その支払の際に、所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

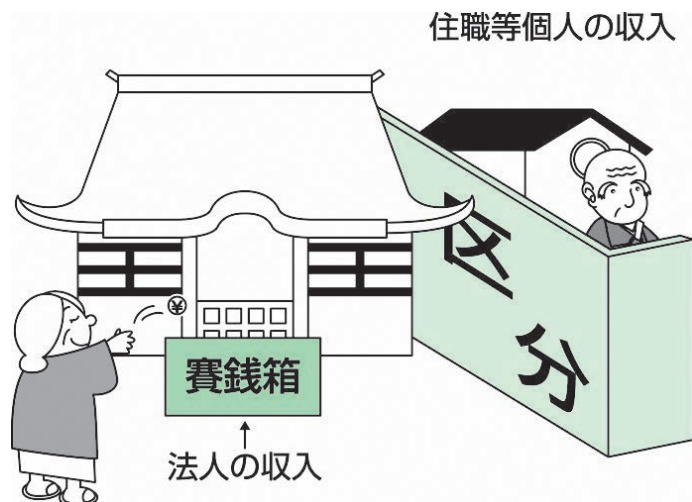
なお、非居住者や外国法人に対して、給与や報酬、不動産の使用料、土地・建物等の譲受けの対価等を支払う場合にも、所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付する必要があります。

## 個人の家計と宗教法人の会計とは明確に区分する 必要があります。

宗教法人の会計処理を正しく行うため、次の事項に注意して、常日頃から宗教法人の収支と住職等個人の収支を明確に区分しておくことが必要です。

また、住職等の給与については、あらかじめ適正な金額を定め毎月一定の日に支給することが望ましいと思われます。

- ① 宗教活動に伴う収入や宗教法人の資産から生ずる収入は、全て宗教法人の収入となります。



したがって、布施、奉納金、会費、献金、賽銭、寄附金、雑収入等は全て宗教法人の収入として宗教法人の会計帳簿に正しく記載する必要があります。

- ② 宗教活動に伴う支出や宗教法人の資産の維持、管理に要する支出は、全て宗教法人の支出となります。そのうち、住職や宮司、職員等に対する給与については、その支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととなります。この給与には、金銭で支払われる給料や賞与のほか、後で説明するいわゆる現物給与も含まれます。

なお、宗教法人の収入として計上すべきものを住職等個人が費消した場合には、宗教法人から住職等に対して給与の支払があったものとされます。

- ③ 財産についても、宗教法人のものと住職等個人の間を明確に区分しておくことが必要です。

## 給与所得の源泉徴収税額は、税額表を適用して求めます。

給与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を適用して求めることができます。

### 1 税額表の適用区分

給料や賞与から源泉徴収をする税額は、「源泉徴収税額表」を適用して求めます。

この税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、また、それぞれの税額表は、「甲」欄及び「乙」欄、日額表は更に「丙」欄に区分されています。

これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じ、それぞれ次の表のとおり適用します。

給与の支給区分	適用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用する欄
①月ごとに支払うもの ②半月ごと、10日ごとに支払うもの ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの	月額表	提出あり	甲 欄
		提出なし	乙 欄
		提出あり	甲 欄
④毎日支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表	提出あり	甲 欄
		提出なし	乙 欄
⑦日雇賃金	日額表	(提出不要)	丙 欄
⑧賞 与	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表又は月額表	提出あり	甲 欄
		提出なし	乙 欄



- (注) 1 給与の支払を受ける人は、扶養親族の有無に関係なく、原則として毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。
- 2 2か所以上から給与の支払を受ける場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」は、そのいずれか一の給与の支払者にのみ提出することができます。この場合、その申告書の提出先から支払を受ける給与を「主たる給与」といい、それ以外の者から支払を受ける給与を「従たる給与」といいます。

## 2 住職等が他に勤務している場合の税額表の適用

宗教法人の住職や宮司の中には、他に勤めながら宗教法人の用務を行うなど、他の勤務先からも給与の支払を受けている人がいます。

このような人が、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合には、その宗教法人が支払う給与は「従たる給与」として、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収を行うこととなります。

なお、2か所以上から支払を受ける給与について、そのいずれかを「主たる給与」とするかは、本人の選択によって決めることができます。

# 月々の源泉徴収税額は、次のように計算します。

## 1 給料に対する源泉徴収税額の計算方法（平成30年分）

### (1) 甲欄適用（主たる給与）

- 〔設例〕 宗教法人〇〇寺のA住職の場合（兼職なし）
- ① 平成30年3月分給料416,000円
  - ② 給料の額から控除する社会保険料等 59,078円
  - ③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出あり（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人）

〔税額の計算〕

月 額 表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
344,000	344,000	8,620	6,840	6,840	3,600	3,600	0	0	0	0
347,000	347,000	12,340	8,860	6,960	3,350	3,730	2,110	500	0	0
350,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	2,240	620	0	0
353,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	0
356,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	0
359,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0	0
362,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0	0
365,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	0
368,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0
371,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	0
374,000	374,000	14,300	11,070	8,060	6,450	4,840	3,220	1,600	0	0
		14,550	11,320	8,180	6,580	4,970	3,340	1,720	0	0

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{総支給金額 (課税分)}} - \boxed{\text{社会保険料等}} = \boxed{\text{社会保険料等控除後の給与等の金額}} \cdots \cdots (\text{源泉徴収税額}) \\
 416,000\text{円} - 59,078\text{円} = 356,922\text{円} \cdots \cdots 7,450\text{円}
 \end{array}$$

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,922 円(416,000 円-59,078 円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,922 円が含まれている「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「2 人」(源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族 1 人の合計) 欄との交わるところに記載されている 7,450 円が求める税額です。



(2) 乙欄適用（従たる給与）

〔設例〕 宗教法人××寺のB住職の場合（兼職あり）

- ① 平成30年4月分給料 90,000円
- ② 給料の額から控除する社会保険料等なし
- ③ 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出なし（他の勤務先に提出済み）

〔税額の計算〕

月 額 表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300

総支給金額 (課税分)	－	社会保険料等	＝	社会保険料等控除後の給与等の金額	……	(源泉徴収税額)
90,000円		0円		90,000円		…… 3,200円

- ① 給料の額から控除する社会保険料等がありませんので、支給額90,000円がそのままB住職の社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、90,000円が含まれている「90,000円以上91,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている3,200円が求める税額です。

なお、「乙」欄の適用を受ける人については、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が88,000円未満の場合でも、3.063%の税率が適用されます。

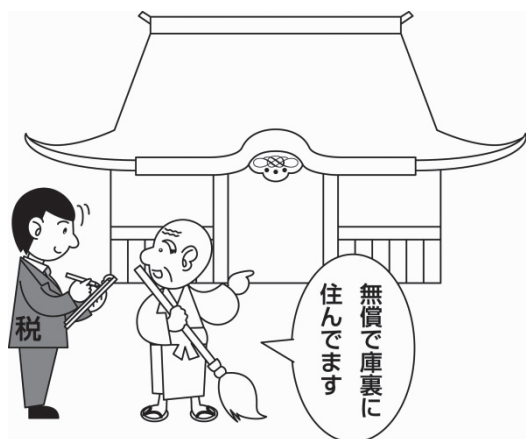


## 源泉徴収の対象となる給与には、金銭で支給されるもののほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。

給与は金銭で支給するのが普通ですが、例えば、宗教法人が、代表役員や職員等に対して食事などを現物で支給している場合や、住居を無償で提供しているような場合には、これらはいわゆる現物給与の支給をしたものとされますので、これらも源泉徴収の対象に含める必要があります。

### 宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合

給与の支払者が役員や使用人に住宅等を無償又は低額の賃貸料で貸与した場合には、一定の算式により計算した賃貸料相当額と実際に徴収している賃貸料の額との差額がその役員や使用人に対する給与所得とされ、源泉徴収の対象とされます。

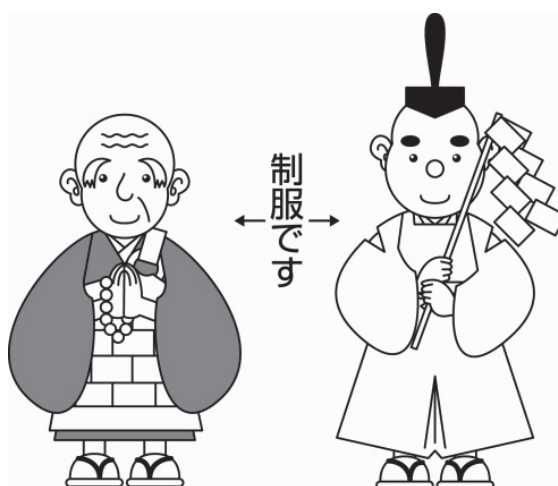


しかし、宗教法人の住職や宮司等が庫裏や社務所等に無償で居住している場合には、その庫裏や社務所等に居住することは、職務の遂行上やむを得ない必要に基づくものと認められますので、それが、通常、住職や宮司等が居住する家屋又は部屋として相当なものである限り、源泉徴収の対象とする必要はありません。

### 宗教法人から法衣等の支給（貸与）を受けた場合

給与の支払者が役員や使用人に対して無償で衣服等を支給又は貸与した場合には、その衣服等の価額又は貸与料に相当する金額の給与の支給があったものとして源泉徴収の対象とされます。

しかし、宗教法人が住職等に支給又は貸与する法衣等については、それが宗教法人の業務の遂行のために必要なものであれば一種の制服ともいえますので、源泉徴収の対象とする必要はありません。



### 個人で負担すべき飲食代等の費用を宗教法人が負担した場合

住職等が個人で負担すべき飲食代、生活費や慶弔費などを宗教法人が負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があったものとして取り扱われますので、その負担した金額を住職等の給与に含めて源泉徴収の対象とする必要があります。

### 子弟の学費を宗教法人が負担した場合

宗教法人が住職等の子弟の学費を負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があったものとして取り扱われますので、その負担した金額を住職等の給与に含めて源泉徴収の対象とする必要があります。



**「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で一定の人については、その年最後の給与の支払をする際、年末調整を行います。**

月々の給料については、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」によって、源泉徴収を行いますが、月々に徴収した税額の1年間の合計額は、その1年間の給与所得に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、給与の支払者は、その年最後の給与の支払の際に、その年1年間の給与所得に対する年税額を計算し、既に月々の給与などの支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と比較して過不足額を求め、その過不足額を精算（還付又は徴収）します。

この手続を年末調整といい、年末調整は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（甲欄適用者）で、その提出先から受ける給与の収入金額が年間2,000万円以下の人について行います。

なお、年末調整の手順などその詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください。

※ 「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】にも掲載されます。

## 給与の支払額や源泉徴収税額は、源泉徴収簿等に記録します。

宗教法人は、給与の支払を受ける人ごとに月々の給料の支払額や源泉徴収税額などを、給与所得に対する源泉徴収簿等に記録しておき、年末調整を行う際や源泉徴収票を作成する際の資料とします。

なお、源泉徴収簿は、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。また、税務署の窓口にも用意してあります。

(注) 国税庁ホームページに掲載している源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成しているものですので、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のために使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

〔源泉徴収簿の記載例〕

甲欄 乙欄		所 属	職 名	住 所						
		○ ○ ○	△ △ △	○○市△△町1丁目1-1		(郵便番号 ×××-××××)				
区 分	月 分	支 給 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	
平成30年分 給	1	25	412,000 円	59,066 円	352,934 円	2 人	7,210 円		7,210 円	
	2	26	410,000	59,060	350,940	2	7,210		7,210	
	3	26	416,000	59,078	356,922	2	7,450		7,450	

## 退職手当や一定の報酬・料金についても源泉徴収が必要です。

### 1 退職手当等

退職手当等を支払う場合には、支払を受ける人(退職者)から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額(勤続年数1年当たり40万円(勤続年数が20年を超える人については、800万円にその超える年数1年当たり70万円を加算した額))を計算し、退職手当等の区分に応じ次の課税退職所得金額を課税標準として求めた税額を、退職手当等を支払う際に源泉徴収します。





退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left[ \begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	$\begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array}$
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left[ \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{一般退職} \\ \text{手当等の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特定役員} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$

特定役員退職手当等とは、役員等<sup>(注)</sup>としての勤続年数が5年以下である人が、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。

(注) 「役員等」とは、次に掲げる人をいいます。

- 1 法人税法第2条第15号に規定する役員
- 2 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- 3 国家公務員及び地方公務員

なお、源泉徴収をする税額は、原則として「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めますが、支払を受ける人（退職者）から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合には、その退職手当等の支払金額に20.42%の税率を乗じた税額を源泉徴収します。

## 2 報酬・料金



宗教法人が講演会を開催し、講師に支払う謝礼についても所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしなければなりません。このほかに、税理士や弁護士等に支払う報酬など一定の報酬・料金についても同じです。

この場合の税率は、原則として10.21%（同一の人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20.42%）です。

**源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、納期限までにe-Taxを利用して納付するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。**

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、原則として給与などを支払った月の翌月10日までにe-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します。





なお、この納期期限が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期期限となります。

※ e-Taxをご利用いただくと、ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用して納付することができます。詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-taxnta.go.jp】をご覧ください。

納期の特例制度

給与の支給人員が常時10人未満である場合には、税務署長の承認を受けることにより、給与などの一定のものについて次のように年2回にまとめて納付することができます。

これを「納期の特例」といいます。

区 分	納 期 限
① 1月から6月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	7月10日
② 7月から12月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税	翌年1月20日

〔納付書（納期特例分）の記載のしかた〕

最初と最後の支払年月日

最初と最後の支払年月

整理番号を忘れずに!

数字は記入例を見て裏のボールペンで力を入れて  
枠からはみださないように記載してください。

納期等の区分  
平成 年 月  
自 3 0 0 1  
至 3 0 0 6  
支払分源泉所得税  
及び復興特別所得税

証券受領  
証券番号  
証券番号  
領出人

内  
証券受領  
証券番号  
証券番号  
領出人

(領収日付印)

左記の合計額を領収しました。

平成30年1月から6月までに支払った給与の合計額2,778,000円とその税額の合計額60,240円

平成30年6月29日に支払った賞与650,000円とその税額53,092円

平成30年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額60,000円とその税額6,126円

税額欄の合計額 119,458円

《納付する税額がない場合》

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

## 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税が正しく納付されていない場合には、本税のほか加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

宗教法人が住職等に対する給与や退職手当、一定の報酬・料金などを支払った場合に、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収しなかったときや徴収したにもかかわらず納期限までに納付しなかったときには、源泉徴収義務者である宗教法人は、納付すべき税額（本税）のほか、不納付加算税（本税に対して5%又は10%）や延滞税が課されることがあります。

更に、例えば非収益事業や収益事業に該当する収入の一部を除外して住職等の個人的な費用に充てるなど不正に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を免れていた場合には、不納付加算税に代えて重加算税（本税に対して原則として35%）が課されることとなります。

## 住職等個人が確定申告をしなければならない場合があります。



次のような人は、その年の所得を合計して、翌年の2月16日から3月15日までの間に、その人の住所地の所轄の税務署に確定申告をしなければなりません。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得及び退職所得を除く各種の所得（地代、家賃、原稿料などの所得）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得を除く各種の所得との合計額が20万円を超える人

したがって、住職等個人に原稿料や講演料などの収入があるときや、宗教法人からの給与のほか他の勤務先からの給与があるときなどは、確定申告をしなければならない場合があります。

## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

作成した申告書は、[マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。](#)また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

（注）住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。

## (法人税)

### 宗教法人が収益事業を行う場合には、法人税の納税義務があります。

株式会社のように営利を目的として設立された法人は各事業年度の全ての所得に対して法人税が課税されますが、宗教法人等の公益法人等については、収益事業を行う場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。

### 収益事業として34種類の事業が掲げられています。

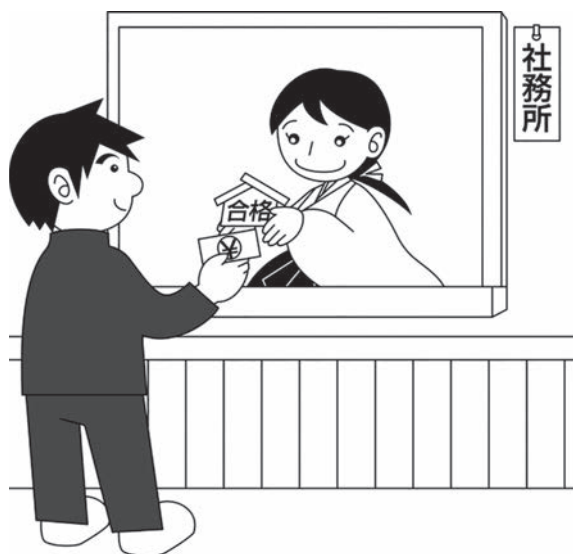
宗教法人は収益事業を行う場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、次に掲げる34種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

なお、これらの事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

- |                               |                    |             |
|-------------------------------|--------------------|-------------|
| ① 物品販売業                       | ⑬ 写真業              | ⑳ 美容業       |
| ② 不動産販売業                      | ⑭ 席貸業              | ㉑ 興行業       |
| ③ 金銭貸付業                       | ⑮ 旅館業              | ㉒ 遊技所業      |
| ④ 物品貸付業                       | ⑯ 料理店業その他の<br>飲食店業 | ㉓ 遊覧所業      |
| ⑤ 不動産貸付業                      | ⑰ 周旋業              | ㉔ 医療保健業     |
| ⑥ 製造業                         | ⑱ 代理業              | ㉕ 技芸教授業     |
| ⑦ 通信業、放送業                     | ⑲ 仲立業              | ㉖ 駐車場業      |
| ⑧ 運送業、運送取扱業                   | ⑳ 問屋業              | ㉗ 信用保証業     |
| ⑨ 倉庫業                         | ㉑ 鋤業               | ㉘ 無体財産権の提供業 |
| ⑩ 請負業（事務処理の委託<br>を受ける業を含みます。） | ㉒ 土石採取業            | ㉙ 労働者派遣業    |
| ⑪ 印刷業                         | ㉓ 浴場業              |             |
| ⑫ 出版業                         | ㉔ 理容業              |             |

# 収益事業に該当するかどうかの具体的な判定

宗教法人において一般的に行われていると思われる事業が収益事業に該当するかどうかの判定は、おおむね次によることとなります。



なお、線香やろうそく、供花等の頒布であっても、専ら参詣に当たって神前、仏前等にささげるために下賜するものは、収益事業には該当しません。

## 1 お守り、おみくじ等の販売

お守り、お札、おみくじ等の販売のように、その売価と仕入原価との関係からみてその差額が通常の物品販売業における売買利潤ではなく、実質的な喜捨金と認められるような場合のその物品の頒布は、収益事業には該当しません。

しかし、一般の物品販売業者においても販売されているような性質の物品（例えば、絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花、数珠、集印帳、硯墨、文鎮、メダル、楯、ペンant、キーホルダー、杯、杓子、箸、陶器等）を通常の販売価格で販売する場合には、その物品の販売は収益事業（物品販売業）に該当します。

## 2 墳墓地の貸付け

宗教法人が行う墳墓地の貸付けは収益事業に該当しないこととされており、この墳墓地の貸付けには、その使用期間に応じて継続的に地代を徴収するもののほか、その貸付け当初に「永代使用料」として一定の金額を一括徴収するものも含まれます。

## 3 境内地等の席貸し

宗教法人の境内地や本堂、講堂等の施設を不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸しは全て収益事業（席貸業）に該当し、会議、研修等の娯楽、遊興又は慰安の用以外の用に供するための席貸しも、国、地方公共団体の用に供するためのものなど一定の要件に該当するものを除き、収益事業に該当します。

## 4 宿泊施設の経営

宗教法人が所有する宿泊施設に信者や参詣人を宿泊させて宿泊料を受ける行為は、その宿泊料をいかなる名目で受けるときであっても、収益事業（旅館業）に該当します。



しかし、宗教活動に関連して利用される簡易な共同宿泊施設で、その宿泊料の額が全ての利用者につき1泊1,000円（食事を提供するものについては、2食付きで1,500円）以下となっているものの経営は、収益事業には該当しません。



## 5 所蔵品等の展示

宗教法人がその所蔵している物品又は保管の委託を受けたものを常設の宝物館等において観覧させる行為は、収益事業には該当しません。

## 6 茶道、生花等の教授

宗教法人が茶道教室、生花教室等を開設し、茶道、生花等特定の技芸を教授する事業は、収益事業（**芸教授業**）に該当します。

この場合の特定の技芸としては、茶道、生花のほか、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含みます。）等があります。

なお、これらの技芸の教授には、通信教育によるもののほか、免許、卒業資格、段位、級、師範、名取り等の一定の資格、称号等だけを付与するものも含まれます。

## 7 駐車場の経営

宗教法人が境内の一部を時間極め等で不特定又は多数の者に随時駐車させるもののほか、月極め等で相当期間にわたり継続して同一人に駐車場所を提供する事業は、収益事業（**駐車場業**）に該当します。

このほか、駐車場に適する土地を駐車場所として一括して貸し付ける事業も同様に取り扱われます。



## 8 結婚式場の経営

宗教法人が神前結婚、仏前結婚等の挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるものは収益事業に該当しませんが、挙式後の披露宴における宴会場の席貸し、飲食物の提供、衣装等の物品の貸付け、記念写真の撮影又はこれらの行為のあっせん等は、収益事業に該当します。

## 収益事業の経理は、収益事業以外の事業の経理と区分する必要があります。



法人税の課税標準となる所得金額は、各事業年度の売上等の**益金の額**から原価、販売費及び一般管理費等の**損金の額**を控除して計算しますが、宗教法人については、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されますので、収益事業に係る収支、資産及び負債と収益事業以外の事業に係る収支、資産及び負債とを**区分して経理**し、収益事業に係る所得金額を計算することとされています。

この場合、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額については、その費用又は損失の性質等に応ずる、例えば使用面積、従業員数等の合理的な基準により、それぞれの事業に配賦し、その配賦したと

ころに基づいて経理することになります。なお、資産の区分経理については困難な場合もありますので、例えば収益事業と収益事業以外の事業とに共用されている資産（それぞれの事業ごとに専用されている部分が明らかな場合を除きます。）について、これを収益事業の資産としての区分経理はしないで、決算のときにその償却費を使用面積割合等によって区分し、収益事業の経費を計算するというような方法によっても差し支えありません。

## 収益事業の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなされます。

宗教法人が収益事業に属する金銭その他の資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます。

なお、この収益事業に係る寄附金の額については、次の算式により計算した金額の範囲内で損金の額に算入されます。

(算式)

$$\text{各事業年度の所得金額} \times \frac{20}{100} = \text{損金算入限度額}$$



# 税務署への届出や申請には収益事業の開始届出など種々のものがあります。

宗教法人が新たに収益事業を開始し、又は現に収益事業を行っている場合に税務署に対して届出をし、又は申請をするものとしては、次のようなものがあります。

なお、これらの届出（申請）用紙等は、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます。また、税務署の窓口にも用意してあります。

## 1 収益事業の開始届出

宗教法人が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2か月以内に「[収益事業開始届出書](#)」を所轄の税務署長に提出することになっています。

## 2 青色申告の承認申請

青色申告書を提出する法人については、欠損金の繰越控除（9年間）や租税特別措置法の規定による特別償却等の特典が受けられることになっています。

青色申告書を提出しようとする場合には、その提出しようとする事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署長に「[青色申告の承認申請書](#)」を提出して、その承認を受けることが必要です。

なお、収益事業開始初年度から青色申告書を提出しようとする場合には、その開始の日以後3か月を経過した日と収益事業開始初年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに申請すればよいことになっています。

## 3 棚卸資産の評価方法等の届出

法人税の計算において、棚卸資産の評価方法や有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法は、法人の選択により一定の方法が選べることになっていますので、宗教法人がそれらの選択をしようとする場合には、所定の期日までにその選択しようとする方法を届け出てください。また、減価償却資産の償却方法についても、定額法によることとされている建物、建物附属設備、構築物や無形減価償却資産等を除いて、法人の選択により一定の方法が選べることになっていますので、所定の期日までにその選択しようとする方法を届け出てください。

なお、この届出をしない場合には、例えば棚卸資産の評価方法については最終仕入原価法、減価償却資産の償却方法については定率法というように法律で定められた方法により計算をすることになります。

## 法人税の申告及び納付は、事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。

収益事業を行う宗教法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して所得金額や法人税の額等を記載した確定申告書を提出するとともに、その法人税の額を納付しなければなりません。

この場合の法人税の額は、各事業年度の収益事業に係る所得金額に19%（平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額については15%）の税率を乗じて計算した金額です。

なお、確定申告書の提出に当たっては、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も添付する必要があります。

（注）平成23年4月1日以後に終了する事業年度から法人税に関する租税特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定を適用する場合には、「適用額明細書」を法人税の確定申告書に添付する必要があります。そのため、所得金額のうち年800万円以下の金額について、15%の法人税率を適用する場合にも、所定の事項を記載の上、添付しなければなりません。

## 収益事業を行わない場合であっても、一定の収入があるときは、損益計算書等を所轄の税務署長に提出する必要があります。

収益事業を行わないため法人税の確定申告書を提出する義務のない宗教法人であっても、布施収入などを含めた年間の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除きます。）の合計額が8,000万円を超える場合には、その事業年度の損益計算書又は収支計算書（以下「損益計算書等」といいます。）を事業年度終了の日の翌日から4か月以内に、所轄の税務署長に提出する必要があります。

なお、宗教法人法など他の法令に基づいて損益計算書等を作成している場合で、事業収入が事業の種類ごとに区分されているもの又は事業収入の明細書が添付されているものであれば、その損益計算書等を提出して差し支えありません。

## (地 方 法 人 税)

法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。  
この場合の地方法人税の申告及び納付は、事業年度終了後2か月以内にしなければなりません。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務がある宗教法人は、地方法人税の納税義務者となります。

地方法人税の納税義務者である宗教法人は、法人税と同様、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して課税標準や地方法人税の額等を記載した地方法人税確定申告書を提出するとともに、その地方法人税の額を納付しなければなりません。

この場合の地方法人税の額は、各事業年度の課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した金額です。

(注) 地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

# (消費税及び地方消費税)

## 宗教法人も消費税及び地方消費税の納税義務があります。

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。その納税義務は事業者が負いますが、事業者負担を求めるものではなく、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的には消費者が負担することとなります。消費税の課税対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等<sup>(注1)</sup>及び保税地域からの外国貨物の引取りです。

また、地方消費税は地方分権の推進、地域福祉などの充実等のために創設された地方税で、消費税の課税対象とされる資産の譲渡等を課税対象としています。

消費税及び地方消費税を合わせた税率は8%です。<sup>(注2)</sup>

(注) 1 資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。

(注) 2 消費税の税率は、6.3%です。

このほか地方消費税が消費税率換算で1.7% (消費税額の63分の17) 課税されますから、合わせた税率は8%となります。

### 1 納税義務者

国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、納税義務者になります。したがって、宗教法人も免税事業者(基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の宗教法人)に該当する場合を除き、課税資産の譲渡等を行えば納税義務を負うこととなります。

(注) 1 基準期間(前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合、その事業年度(課税期間)は課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ(平成23年9月)」をご覧ください。

2 平成28年4月1日以後、簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産<sup>(\*)</sup>の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の間、納税義務が免除されず、また、簡易課税制度を選択することもできません。

(\*) 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレット「消費税法改正のお知らせ(平成28年4月)(平成28年11月改訂)」をご覧ください。

### 2 課税対象

消費税の課税関係について例を挙げれば、次のようになります。

- ① 消費税の課税対象となるかどうかの判断基準は、その事業が収益事業となるかどうかの区分によるのではなく、原則として事業として行われる行為が対価性のある資産の譲渡などに当たるかどうかで判断されます。例えば、寄附や贈与で金品を受領するような場合には、相手方に対して資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供を行い、その反対給付として金品を受領するものではありませんから、消費税の課税対象とはなりません。
- ② 資産の譲渡等に当たるものであっても、消費税の性格から課税対象とすることになじまないものや社会政策的な配慮から、一定のものについては非課税取引として消費税は課税されません(非課税取引は、消費税法別表第一に掲名されている取引に限られます。)。これには、例えば、宗教法人関係では、土地の貸付け、幼稚園の授業料(保育料)、入園料、入園検定料及び施設設備費などがあります。一方、宝物館等への入場料は、消費税上は非課税として特に掲名されていませんから消費税の課税対象となり、料金等への転嫁により消費者に消費税分の負担を求めるということとなります。

- ③ 宗教法人の行う主な事業について消費税の課税関係をまとめますと、23ページの一覧表のようになります。

### 3 納付税額の計算

- (1) 消費税額は、次の算式によって計算した金額です。

$$\text{消費税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額}$$

- (注) 1 宗教法人の消費税額の計算においては、一般の事業者と異なり、寄附金等の対価性のない収入（特定収入。23ページの（注）4を参照してください。）がある場合には、課税仕入れ等に係る消費税額の計算についての調整が必要となります。

詳しくは、パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」をご覧ください。

- 2 簡易課税制度を適用して申告する場合には（注）1の調整は必要ありません。

※ 簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税期間における課税売上高に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。この制度の適用を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① その課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下であること
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄の税務署長に提出していること

- 3 国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります（当該役務の提供を受けた者が申告・納税を行うこととなります。）。

なお、「特定課税仕入れ」がある課税期間において、簡易課税制度を選択している場合や一般課税で申告を行う場合で課税売上割合が95%以上である課税期間は、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされ、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られる電気通信利用役務の提供（広告の配信など、インターネット等を介して行われる役務の提供をいいます。）をいいます。

※ 「特定役務の提供」とは、国外事業者が国内において行う演劇等の役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うものをいいます。

詳しくは、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ&A等をご覧ください。



(2) 地方消費税額は、次の算式によって計算した金額です。

(算式)

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \text{地方消費税率}^{(注)}$$

(注) 地方消費税率は、「63分の17」です。

(3) 納付税額は、次の算式によって計算した金額です。

(算式)

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

#### 4 申告及び納付

納税義務者となる宗教法人は、各課税期間（事業年度）終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額の合計額を納付することになります。

次のパンフレットは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されています。

- ① 「消費税のあらまし」
- ② 「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」

※ その他「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」や「消費税法改正のお知らせ」なども掲載されています。

- 消費税率の引上げに合わせて平成31年（2019年）10月1日から実施される消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。特設サイトでは、軽減税率制度に関する各種パンフレット・軽減税率制度に関するQ&Aなどを掲載しています。
- 軽減税率制度に関するご相談は以下で受け付けております。
  - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
  - ・ 電話相談センター  
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページでご案内しています。



## 宗法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
イ 葬儀、法要等に伴う収入（戒名料、お布施、玉串料等）	不課税
ロ お守り、お札、おみくじ等の販売	不課税
ハ 絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
ニ 永代使用料を受領して行う墳墓地の貸付け	土地の貸付けに係るものは非課税
ホ 墓地、霊園の管理料	課税
ヘ 駐車場の経営	課税
ト 土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし、住宅の貸付けは非課税
チ 宿泊施設（宿坊等）の提供（1泊2食、1,500円以下）	不課税
リ 神前結婚、仏前結婚の挙式等の行為	
a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税
又 幼稚園の経営等	
a. 幼稚園の経営	保育料・入園料・入園検定料・施設設備費等は非課税
b. 制服、制帽等の販売	課税
c. ノート、筆記用具等文房具の販売	課税
ル 常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課税
ヲ 新聞、雑誌、講話・法話集、教典の出版、販売	課税
ワ 茶道、生花、書道等の教授	課税
カ 拝観料	不課税

- (注) 1 不課税とはそのものの性質上消費税の課税の対象とならないものをいい、非課税とは本来的には消費税の課税の対象となるものですが社会政策的見地等から課税されないものをいいます。
- 2 イ、ロ、チ、カについては、原則として不課税です。
- 3 ハの「線香、ろうそく、供花」の販売のうち、参詣に当たって神前・仏前等に献げるために下賜するものの頒布は不課税です。
- 4 上記事業のうち不課税となる事業収入は、特定収入に該当します。

消費税及び地方消費税の一般的な事項については、パンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください。



# 国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご案内

## e-Taxのメリット

### ○ 自宅やオフィス等で納税ができて便利！

税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィス等から「ダイレクト納付」やペイジーに対応した「インターネットバンキング」等を利用して納税できます。

### ○ 金融機関や税務署の窓口が開いていなくても納税ができて便利！

e-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間であれば、納税できます。

e-Taxの利用可能時間：月曜日～金曜日、5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日、8時30分～24時  
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

### ○ 源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書をデータ送信できて便利！

給与等の支払があっても納付税額がない場合は、源泉徴収税額0円の所得税徴収高計算書データを送信すれば、所得税徴収高計算書を税務署に持参又は送付する必要はありません。

「ダイレクト納付」とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の納付手段です(ダイレクト納付の利用に際しては、インターネットバンキング等の契約は必要ありませんが、金融機関がダイレクト納付に対応していることが必要です。)

## e-Tax利用開始までの流れ

### ①事前準備(電子証明書の取得等)<sup>(注)</sup>

電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーライターが必要となります。

### ②開始届出をオンラインで行い、利用者識別番号等を取得

オンラインで開始届出を行う際には、電子納税に必要な納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録も併せて行ってください。

開始届出は所轄税務署に書面で提出して行うこともできます。

### ③初期登録(電子証明書の登録等)<sup>(注)</sup>

e-Taxソフトをインストールし、初期登録を行います。

電子証明書を登録することにより、所得税、法人税及び地方方法人税、消費税及び地方消費税等の電子申告や各種申請・届出の電子提出についてもご利用いただけます。

(注) 源泉所得税及び復興特別所得税等の電子納税のみを利用する場合には、電子証明書の取得や登録は不要です。

## e-Taxソフト(WEB版)のご案内

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Taxホームページのe-Taxソフト(WEB版)をご利用になると便利です。

e-Taxソフト(WEB版)をご利用になると、開始届出書のオンライン提出から所得税徴収高計算書の作成・送信及び納付までを一連の操作で行うことができます。

詳しくは、e-Taxホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】をご覧ください。